

(目的)

第1条 実践研究委員会(以下「委員会」)は、社会福祉実践をまとめ理論化し、社会福祉士の実践能力向上及び研究能力向上に貢献することを目的に設置する。本会会員に対する研修の実施、外部機関等との連携による実践研究活動を通して、社会福祉士の実践を支援する。

(名称)

第2条 この委員会を、「実践研究委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 委員会の活動は、以下の通りとする。

- (1) 各ブロックでの事例検討会等への助言・協力
- (2) 岩手県社会福祉士会実践研究発表会の企画・運営
- (3) 日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会への投稿協力・助言
- (4) 研究誌『社会福祉士』への論文投稿協力・助言
- (5) 外部機関等との連携・調査協力
- (6) 研究推進に関する広報・啓発活動
- (7) その他必要と認める活動

(委員会)

第6条 委員は、「実践研究委員会」の企画及び運営管理を行う。

- 2 委員会は各ブロックから選出された本会会員 10名以内で構成する。
- 3 委員会に、次の役員を置き、その選任については委員会の委員の互選とする。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) 会計 1名
- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 委員会の運営について、関係機関及び会員からの協力を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に年2回以上、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(苦情対応)

第9条 実践研究委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

(その他運営の留意事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は2018年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。